

熊建協発第44-1号

令和元年5月28日

支部・部会長 殿

一般社団法人 熊本県建設業協会

会長 土井



熱中症予防対策の徹底・

事故発生後の遅滞なき報告の徹底の周知について

夏季を迎える前に標記「熱中症予防対策の徹底」、並びに、「事故発生後の遅滞なき報告」履行の件について会員各位宛て周知喚起文（別紙）を作成いたしました。

つきましては、大変お忙しいところ誠に申し訳ございませんが、別紙により会員各位宛てFAX等によりお知らせ頂きますようお願い申し上げます。

熊建協発第44号

令和元年5月28日

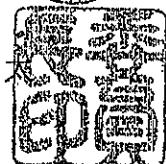
会員各位

一般社団法人 熊本県建設業協会

会長 土井



安全安心委員長 堀川匠



熱中症予防対策の徹底・

事故発生後の遅滞なき報告の徹底について（ご依頼）

現場における労働災害の発生は、会社経営にも大きな影響を及ぼすものであります。

安全安心委員会では各支部・部会と連携し安全確保の為の事業を推進しております。皆様のご了解のもと各種事業にご協力頂いておりますこと御礼を申し上げます。

さて、各社、例年熱中症予防対策として様々な対応を頂いておるところではございますが、昨年の記録的猛暑の例もありますことから、改めて、会社として現場任せとせず積極的な対策の推進を頂き労働災害の未然防止について徹底頂きますようお願いします。

また、ご承知のとおり、労働基準法施行規則第57条・労働安全衛生規則第97条により、事業者は労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出すること、並びに、発注者への遅滞なき報告をすることが求められております。改めてではございますが遅滞なき報告の徹底をお願い申し上げます。